

ご存知  
でしたか？

# 教育訓練給付金制度

平成30年度

## ■教育訓練給付金制度とは

働く方の主体的な能力開発の取り組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付金制度です。一定の要件を満たす雇用保険の一般被保険者(在職者)又は一般被保険者であった方(離職者)が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講者本人が受講し修了した場合、教育訓練施設に支払った教育訓練経費の20%に相当する額(上限10万円)をハローワークから支給されます。

## ■支給対象

※65歳未満以下のいずれかの条件に該当される方

教育訓練経費の **最大20%支給** (上限10万円)

初めてご利用の方(※1)

雇用保険加入期間  
**1年以上**

2回目以降のご利用の方(※2)

(過去の受講開始以降)雇用保険加入期間  
**3年以上**

(※1)又は(※2)に該当される方で  
雇用保険の被保険者でなくなった日から

**1年以内**に  
講座を開始される方

## ■教育訓練給付金コース指定講座

車種	所持免許	指定番号	教育訓練講座料金	給付予定額
大型車 《定員10名/月》	準中型5t限定MT	150991620019	362,490円 ※	66,744円
	中型8t限定MT	150991020019	302,010円 ※	54,648円
中型車 《定員10名/月》	準中型5t限定MT	150991110021	171,330円 ※	28,512円
	中型8t限定MT(8t解除)	150991110019	99,360円	16,848円
準中型車 《定員10名/月》	所持免許 なし	150991710019	374,478円 ※	63,676円
大特車 《定員20名/月》	所持免許 普通車・準中型 中型車・大型車	150991020021	89,220円	15,360円
	所持免許 普通車・準中型 中型車・大特・大型車	150991020034	170,640円	31,104円
普通二種 《定員8名/月》	所持免許 大型車・中型車 中型8t・準中型・準中型5t	150991620021	210,000円	38,976円

◆AT限定免許所持者の取得可能資格は普通二種AT限定免許になります。

- 教習料金には教習課程を最短で修了するために必要な料金が全て含まれております。
  - 教育訓練講座につき、その他の割引を併用することはできません。
  - 給付予定額は条件によって変動する場合がありますので、予めご了承ください。
  - お客様の不注意又は故意による講習遅延の場合、別途追加費用が必要となります。
- ※仮免学科試験料1,700円(非課税)、仮免交付手数料1,150円(非課税)が金額に含まれます。

区分	1時限	税込
大型車教習料金	9,000	9,720
中型車教習料金	7,000	7,560
準中型車教習料金	5,000	5,400
大特車教習料金	7,000	7,560
牽引車教習料金	8,000	8,640
普通二種教習料金	6,000	6,480

区分	料金	税込
再修了検定料(大型・中型)	10,000	10,800
再修了検定料(準中型車)	8,500	9,180
再卒業検定料(大特)	7,500	8,100
再卒業検定料(準中型車)	8,500	9,180
再卒業検定料(大型・中型・牽引)	10,000	10,800
再卒業検定料(普通二種)	8,000	8,640
再仮免学科試験料(非課税)	1,700	



## ■給付金制度の流れ

